

『佐橋甚五郎』 攷

山崎 一 穎

(一)

鵬外は歴史小説『佐橋甚五郎』（『中央公論』第廿八年第五号（春期大附録号）、通巻第貳百九拾号、大正二年四月一日發行）の「あとがき」に於て、自ら依拠した史料を次の如く明記している。

「此話は『統武家閑話』に拠たものである。佐橋家の家譜等では、甚五郎は夙く永禄六年一向宗徒に与して討死してゐる。『甲子夜話』には、慶長十二年の朝鮮の使に交つてゐた徳川家の旧臣を、寛又蔵だとしてある。林春斎の『韓使来聘記』等には、家康に謁した上々官を金、朴の二人だけにしてある。若し佐橋甚五郎が事に就いて異説を知つてゐる人があるなら、その出典と事蹟の概要とを書いて著者の許に投寄して貰ひたい。

大正二年三月記。」

私は昭和三十六年卒業論文作成のため、この「あとがき」を手掛

りに、東京大学所蔵の鵬外文庫、天理図書館、国会図書館等で『統武家閑話』を捜し求めた。しかし、捜しあぐねて遂に放棄してしまつた。ところが、三十七年四月、筑摩書房刊行の『森鵬外全集』（第三卷）の尾形仿氏の「語注」に衝撃を受けた。尾形仿氏はその「語注」で、

「典拠としては鵬外自身『統武家閑話』に拠つたことを述べているが、同書の存否は未詳。（『統武家閑話』とは別書）ただし、『通航一覽』に朝鮮使節と佐橋のことを叙した一条に『統武家閑話』からの引用が見え、鵬外が佐橋家の家譜等につき『通航一覽』の記事にそのまま従っている態度などから判ずれば、鵬外は同書から孫引きしたものと思われる。時代的背景の設定には、『徳川実紀』『通航一覽』『韓使来聘記』等を使用。」

（注一）

と述べている。

後に尾形仍氏は『佐橋甚五郎』の典拠と方法について論文を発表するが、この論文の中で、『統武家閑話』の存否は不明であるが、類書に木村正教編の『統武家閑談』(全二十七卷)があり、その統篇卷十二「甲府・新府中合戦之事」に佐橋に関する記事を見出した経緯を述べる。しかし、尾形仍氏はこの記事は「鵬外描くところの佐橋甚五郎の行実とはほとんど重なるところがない。『統武家閑話』は、『統武家閑談』の誤植ではなかつたわけである。」(注2、傍点・山崎以下同じ。)と述べ、平岩親吉編の『三河後風土記』(慶長十五年)並びに成島司直編の『改正三河後風土記』(天保三年)をも参看し、前書は論外であるが、後書の記事にやや鵬外の作と重なる所がある点を指摘する。その上で、「史料に忠実な鵬外の態度を考慮すれば、鵬外の拠つたという『統武家閑話』の記事は、もう少し違った形のものでなければならぬはずである。」(注3)と述べる。そして結論として鵬外が典拠としたものは『通航一覽』の中に引用された『統武家閑話』からの孫引きであることを指摘している。

『佐橋甚五郎』の典拠に関する限り、尾形仍氏の論が鵬外研究史上定着している。

しかし、私はまだ、『統武家閑話』と『統武家閑談』との類書(?)に疑問を抱いている。そこで尾形仍氏の方法を追尋して再確認をすることから始めた。

尾形仍氏の指摘した『通行一覽』(卷之八十七)の慶長十二年の項の全文を次に抜書する。

○信使駿城并江戸西城登營

慶長十二丁未年五月廿日、宗対馬守義智發導し、この月六日、江戸城において聘礼十四日發送せ朝鮮国信使呂祐吉、慶暹、丁好寛等駿河国府中城に登り、方物を献して東照宮に拝謁す、時に鎧刀を賜はり、かつ老中本多上野介正純の宅にて三使等を饗せしめらる、これ本城の修營いまだ成らざるによりてなり、信使この日、藤城にいたる

慶長十二丁未五月、宗対馬守義智江戸にて暇たまはり、朝鮮の三使とともに駿府に至り、大権現を拝し奉り、事畢りて帰国す、寛永義智詳、

慶長十二年五月、朝鮮三使江戸を免し駿府にいたる、二十日神君を拝し奉る、人參六十斤、白芋布三十匹、蜜百斤、蠟百斤を献す、神君烏帽子直衣を按ずるに、武徳編年集成には直垂に作る召させられ、縷網錦茵に御座あり三使再拜兩段礼畢て退出す、時に駿府の城壁未たならず、故に享礼なし、三使を本多上野介正純の宅にて酒食を賜ひ鎧刀を賜り、宗対馬守三使を召連対馬に帰る、武徳大成記、

慶長十二年、朝鮮の三使呂祐吉、慶暹、丁好寛といへる官人來朝す、閏四月江戸江来り、御礼も御饗応も畢りて駿府江つかわさる、駿府にては御目見はかりにて、本多上野介宅にて飲食を給りて直に帰朝す、右通故権現様へは、朝鮮王より書翰指上申候、勿論御書翰も無之候、朝鮮聘考○按ずるに、国書の弁論は西國書年儀物信使御取等の弁

慶長十二年五月廿日、朝鮮三使謁公而献之、以人參六十斤、白芋布三十匹、蜜百斤、蠟百斤、公賜鎧三領太刀三柄於三使

御年譜、
家忠日記追加

慶長十二年五月廿日、高麗人自江戸帰上、今日於駿府大御所へ出仕進物不覚悟の間当座巻物などの体也、城中家屋未出来の間座中不久則退出、本多上野介所にて振舞有之、其日に藤枝まで相通る、創業記、当代記、
官本慶長年譜、

一説此時朝鮮三使人參、白苧布、蜜、蠟等を公へ獻る、公鎧三領、太刀三柄を三使に賜る、創業記考異、

慶長十二年五月辛亥、朝鮮三使入本多正純宅、整冠帶登城拜神君、獻人參六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤、時城壁工役未畢、府中多事不設饗禮、故三使不過前庭之一拜而退、賜鎧三領、太刀三柄於三使、三使又入正純宅賜飲食而去、伝聞神君欲与明国議勘合、故此行回章欲記其事、使朝鮮之歎請、僧承兌告曰、往歲秀吉与明国絶好、常謂有事於明国以朝鮮為前驅、其言未遠、人人口銘聞于異域、今勘合事成可遣進貢船于明国、然則秀吉没後我威漸弛、似服従于彼乎、願待焉神君乃止、統本朝通纂、

慶長十二年五月十四日、朝鮮人江戸を立、廿日朝鮮人江戸より帰今日駿府へ參、大御所に拜謁す、人參六十斤、白苧布三十四、蜜百斤、蠟百斤獻す、大御所より鎧三領、太刀三柄を三使に賜ふ、城中普請未出来、座中不久退出す、本多上野介所にて振舞有之、その日藤枝迄通る、慶長日記、

慶長十二年、三使呂祐吉、慶邊、丁好寛渡海、依御指図先江戸江參上仕、台徳院様江御礼申上、帰国之節於駿府権現様江

拜礼仕候、此時より無事之儀全く相調、至に今相変通用仕来候、朝鮮通交覽書、

慶長十二年五月十九日、朝鮮の三使駿州清見寺において大御所に拜謁し奉る、献上もの品々夥し、大御所より彼三使に鎧三領、太刀三柄、賜之、駿城御経營の中、爰に暫く御住居、是故に是にて御対面、慶長記○按するに此説諸記異なり、姑らく附出して參考に備ふ、

始太閤秀吉の朝鮮をうたれし後、神祖世を知し召れし始に、昔京の代の如く、隣国の好を修めらるへきよしを仰られし事有しかと、彼国の君臣とも、我国を深くうらみて申事共有し程に、一年余りを経て後に始めて使を參らせたりける、

この程は我国創業の事なれば、聘礼を講せらるゝといふにも不及、此事大御所駿河の国府に御座をうつされし程に、彼使来れり、今は世の事をは既に譲れり、関東に參へきと仰られしかは、信使は関東に參りて聘を望、其帰におよんで駿河の国府を過る時に、大御所よりも召れしに、奉へき礼幣の物なくして、わつかに其礼を備へし杯いふ程の事なれば、當事の事おもひやるへし、此等の事創業記等の物に見えしなり、白石私記、

信使拜謁の後、上上官のうち上官は、即知し居れしものありて、
職官なり、老中の輩に仰のむねあり、こは往年御気色を蒙ふりし廳下の士なりしとぞ、この事、考証の書は佐賀橋五郎と載を、一は又載とあり、さ
れとも各その家譜等に基五郎は、甚兵衛の男にして、永禄六年一
向専修の徒叛きし時、父と同じく敗徒に加はり岡大平の戦ひに討死すと記し、また
又載は東照宮に仕へ奉り、永禄三年尾張國丸根城に供奉し戦死すと注せられたれは、
姓名の違ひは姑く會て、その人ともにあらずは事実顯露せり、然れば引用書とも
に姓名を誤りしものか、姑らく存して後勘をまつ、故に本文その名を掲げず、

佐橋氏の説に曰、当時世に行はるゝ処の三州後風土記類の偽

書に、佐橋甚五郎事岡崎三郎様の御小姓たりしか、傍輩の金

鬻斗付の大小を盜取、甲州へ行て勝頼に仕ふ事を長々數書の

せ置、彼佐橋甚五郎と申は大番頭佐橋義右衛門義賢、同役義

佐橋源大夫か従弟なり、甚五郎と同役の御小姓を故有て殺書

し三州に蟄居す、然るに三州按ずるに、遠州小山の城番に甲州よ

り籠置甘利四郎三郎を殺し□□成らば御勘気御免あらんとの

権現様仰に依て、甚五郎よく笛を吹しかは、これを申立甘利

に仕ふ、或夜甚五郎か膝を枕にして四郎三郎笛を聞けるを、

甚五郎殺書して帰参仕、甲州若御子合戦の時も、水野勝成と

同じく進んで手負ぬ、或時甚五郎御次の間に罷在候得者、権

現様、甘利は甚五郎を一子のごとく哀憐を加へ召仕ふる処

を、佐橋めはむごひ奴、四郎三郎か寝首を切來、余り情なし

と上意ありしを聞て、御下げすみをうけては不動と御家を立

退き、商賈舟に乗て朝鮮国に渡る、慶長の末に至て朝鮮国の

三使來朝す、御目見の後上官の中の一人は見知たるやと、老

中へ御尋ありしに不見知候よし各言上あり、其時あれは佐橋

甚五郎なり、ふとき奴めかなと御意あり、一類ともへ御尋被

成候処、決して不存と申上る、然らば文通堅く無用と上意にて

其儘朝鮮国へ御返し被成、彼信使も我従弟とも日本にあれと

も対面せは殊之外名残おしかるへきと存無其儀よし申遣ると

云々、依之其時の沙汰に、佐橋一家は朝鮮の使より人參多く

貰けると云々、彼刀を盜或は被斬罪説は甚非なり、統武家閑

話、

白石先生紳書に、朝鮮の信使東武より帰るとき駿府に至る、

神祖信使を御覽有て、上上官の内、何人目に居しものを見知

やと御尋あり、誰も不知と御請申上し時、これ寛又蔵ならん

と仰有しとそ、甲子夜話(注4)

鷗外へあとがき)の佐橋家の家譜、『統武家閑話』『甲子夜話』等

の記事は、この『通航一覽』所収の孫引きであることは断定してよ

い。その査証として、『通航一覽』は佐橋家の家譜に触れて、『甚五

郎は、甚兵衛の男にして、永禄六年一向専修の徒叛きし時、父と同

しく敗徒に加はり岡大平の戦ひに討死す』とある。鷗外はへあとが

き)で、この『通航一覽』の記述をそのまま襲っている。もし、鷗

外が佐橋家の家譜を自ら閲したならば、このような誤りを冒さなか

ったであろう。また、何故に佐橋甚五郎と寛又蔵とが混同されて來

たか、一言あつて然るべきである。『寛政重修諸家譜』を見ると、

永禄六年父(佐橋家初代、甚兵衛、吉忠)と共に一向宗の門徒に与

し討死したのは、二男甚五郎、吉実である。その吉実の子が甚五郎

と名告つて、岡崎三郎信康に仕えた某である。吉実もその子も甚五

郎と名告っているで誤認したのである。初代吉忠の末弟で甚兵衛

を名告つた二代吉久の妻は、水戸家の臣で水戸中納言頼房卿に仕え

た寛善兵衛正康(又蔵)の娘である。ここに佐橋家寛家の姻戚關係

が生れる。(注5)それ故に、鷗外は『通航一覽』の記事を鵜呑み

にして、孫引きですませたのである。

次に『統武家閑話』の記事の冒頭に、「当時世に行はるゝ処の三

州後風土記類の偽書に」とあるので、『參河後風土記』の卷第拾六の「佐橋甚五郎無道之事」を抜書する。

佐橋甚五郎無道之事

其頃信康卿ノ御小性ニ佐橋甚五郎ト云者アリ永井伝八ニ勞ラヌ程ノ美童ニテ信康卿寵愛シ玉ヒ伝八ト勝劣ナシ然レトモ佐橋ハ天性不直ニテ傍輩ノ所持セシ金舒付ノ大小ヲ盜ミ岡崎ヨリ出奔シテ甲州ニ赴キ武田勝頼ニ奉公ス佐橋元來美童ナレハ勝頼寵愛シテ近習シ元服シテ猶奉仕ス其頃勝頼ノ小性ニ甘利二郎三郎トテ無双ノ美童アリシニ佐橋忿慕シテ様々語ラヘ共甘利モ人不知因ム者有ケレハ佐橋カ心ニ不レ隨空ク月日ヲ経ル処ニ小山ノ城加勢トシテ軍士向フ時件ノ甘利モ佐橋ト共ニ赴ク或夜甚五郎ハ甘利カ陣屋ヘ忍ヒ入二郎三郎カ寝首ヲ搔ク是サヘ勇士ノ法ナラヌニ剩ヘ甘利上作ノ刀ヲ差タルヲ兼テ知タレハ己カ刀ニ差替テ浜松ヘ來リ彼首ヲ家康公ヘ獻シ某以前岡崎ヲ立除クコトハ新參ノ御小性永井伝八ニ統テ勤ルコト口惜ク存スル故也何トソシテ武田ヲ殺害シ忠節ニセシト多年心を尽セトモ運強クシテ暇ナク賣テノコトニ今度小山ノ加勢ノ大將甘利二郎三郎カ首取テ參ル由申上ル家康公ハ加様ノ義御存知ナク二郎三郎ハ備前守カ二男ニテ一方ノ大將ヲ勤ル程ノ者ヲ討來ルハ神妙也御褒美ニ召仕ハレント宣ヒ御家人トナル信康卿ハ是ヲ憤玉ヒ佐橋カ岡崎逐電ハ金舒付ノ刀故也永井ニ越ラレシ故立退ト云ハ以ノ外ノ虚言也甘利カ首ヲ取シモ右ノ刀ノ類ナラン斯ル比與ノ奴武田ヲ討タリトモ賞斷スヘキ者ニ非ス況ヤ甘利ハ小冠者也折ヲ窺ヒ誅セント怒玉フ

ヲ聞出シテ三郎殿御惡ミヲ蒙ル由ナレハ御奉公難レ成ト書置シテ甚五郎ハ再ヒ關落ス信康卿御生害ノ後再ヒ販參ヲ願ヒ甲州若神子軍ノ時水野藤十郎忠種カ手ニ屬シ里駒ノ戰ヒニ佐橋強弓ノ精兵ニテ敵ヲ射立手負死人若干ニテ無比類ノ高名シ軍散シテ再三販參ヲ願シニ岡崎出走ハ盜セシ故ト上聞ニ達シケル故甘利ヲ討シモ覺東ナシト宣ヒ甲州ノ新參衆ニ尋玉ヘハ旧惡則露頭ス家康公仰ニ甚五郎カ高名ハ猪喰シ犬ニ同シ里駒ノ働尤高名ナレトモ勇士ノ數ニ入難シ斯ル無道者ハ賄賂ヲ以テ約セハ主ヲモ親ヲモ害サン恐ニ勇ナルハ却テ害ヲ成ス者也後人ノ懲ニ誅セヨト宣ヒ阿部善九郎正勝承テ馳向ヒ詞ヲ掛テ放シ打ニス甚五郎モ抜合セ打合シカ佐橋兩腕落サレ二ノ太刀ニ首ヲ落サル渠ハ勇有テ義ナケレハ犬ノ勇健ニ同シトテ不便トハ不レ云シテ皆人爪彈シテ誹リケリ(注6)

次に天保三年壬辰十二月、成島司直改撰の『改正三河後風土記』卷第十六の「佐橋甚五郎の事」を抜書する。

佐橋甚五郎の事

其頃信康君近ク召使はれし者に佐橋甚五郎といふ者あり、義左衛門義賢といふもの、從弟にて召出されしとぞ、此者いかなる怨みありしにや、同役の近臣を討果して岡崎を逐電し、三州の山里へ逃げて蟄居せしが、今度武田勝頼より遠州小山の援兵として三百余騎、其大將には甘利二郎三郎といへる當年十七歳なるを差添へて遣はしたり、甚五郎此事を聞いてひそかに浜松へ參り、此度小山の加勢大將甘利を討つて參るべし、其功遂げば

婦參を許さるべしと頼置きて、縁を求め甘利が方へ奉公に出で

たり、甚五郎元来伶俐にて其上笛をよく吹きければ、甘利大に寵愛し、ある時甚五郎の膝を枕とし笛を吹くを聞きながら眠り

しを、甚五郎折こそよけれと首討取りて浜松へ婦參せしかば、所領賜はり御家人になされたり、されども岡崎にて先に同役を討つて立退きしかば、信康君御怒とけず、神君も又甘利が寵愛

をうけながら、眠りし首を討ちたるは人情にもどり不仁なる者として御賞翫もなければ、甚五郎心安からず又浜松を逐電し行衛

知れざりしが、後には朝鮮国へ渡り、慶長の末に朝鮮来聘の時三使に加はり来りしを、神君御見知り有つて、一族とも文通せ

む事を禁ぜられ、其身は障りなく帰国せしめられたりとぞ（編年統閑談の説による、原書には甚五郎此後甲州若御子軍の時婦

参してよく働きたり、されど姦邪あらはれ阿部善九郎正勝に仰せ誅せられたりとあり、是と殊也、統閑談の説より所あるに似

たり、仍て本文をば改め注文に附しぬ）、（注7）

ここで次の問題となるのは、成島司直の注記である。

「編年統閑談の説による、原書には甚五郎此後甲州若御子軍の時婦参してよく働きたり、されど姦邪あらはれ阿部善九郎正勝に仰せ誅せられたりとあり、是と殊也、統閑談の説より所あるに似たり、仍て本文をば改め注文に附しぬ」

「原書」とは言うまでもなく、平岩新吉編の『参河後風土記』を指している。『編年統閑談』と『統閑談』との関係はどうなるのか。

また『統閑談』とは『統武家閑談』と同一書か否かの検討課題は残

っている。

『改正三河後風土記』に「引用書目」として一三五冊が列挙してある。その中に「武家閑談 統武家閑談」の名が見える。恐らく注

記の『統閑談』は、『統武家閑談』の略記ではなからうか。ただし、『編年統閑談』が『統武家閑談』と同一書であるとは断定できな

い。

前述した如く尾形仿氏は『統武家閑談』の巻十二「甲府・新府中合戦之事」の条を引いた上で、鵬外描く所の佐橋甚五郎の行実とは

とんど重ならない故に『統武家閑談』と『統武家閑話』とは別書であると結論を出している。ところが木村高敦編著『統武家閑談』の巻十三の条に次の記事がある。

一 佐橋氏の説に曰当時世に行へるゝ処の参州後風土記類乃偽書に佐橋甚五郎事岡崎三郎様の御小性たりしか傍輩の金の熨斗付の大小を盗取甲州へ行て勝頼に仕ふを事長く敷書のせ置惣して浪

人共の集めし書には事を長く紙数をかさね売くの利をむさぼる浅羽成儀小林正甫か類へ虚妄の説を改め其事実ならされへとら

す彼佐橋甚五郎と申へ大御番組頭佐橋義左衛門義賢同役儀佐橋源大夫の従弟なり甚五郎へ同役の御小性を故有て殺害し参州に

蟄居す然るに参州小山の城番に甲州より籠置甘利次郎三郎を殺し来らへ御勘気 御免阿らむとの 権現様仰に依て甚五郎能笛

を吹しかは是を申立甘利に仕ふ或夜甚五郎か膝を枕にして次郎三郎笛を吹せ聞けるを甚五郎殺害して婦参仕甲州若御子合戦の時

も水野勝成と同じくすゝんて手負ぬ或時甚五郎御次の間に罷

有候得ハ甘利は甚五郎を一子のごとく哀憐を加へ召仕ふ処にむこき殺し様仕候由 上意有しを聞て甚五郎日本国にて面目なしとて 御家を立退き便船を求めて朝鮮国に渡り慶長の末に至りて朝鮮国乃使来朝す 御目見乃後 上意に中の一人ハ見知りたるやと老中へ御尋有しに見知候由各言上也其時阿れハ佐橋甚五郎也ふとき奴めかなと 御意阿り彼信使も我従弟共日本に阿れとも対面せは殊外名残りおしかるへぎと存無其儀由申しけると云々依之其時の沙汰に佐橋一家ハ朝鮮の使より人參多貰けると云々彼刀を盗取被_レ斬罪一説ハ甚非也(注8)

この記事と『通航一覽』所載の『統武家閑話』の記事を比較すると、同一内容の記事と断定できる。つまり、『通航一覽』所載の『統武家閑話』は『統武家閑談』の誤植である。鵬外は原本にあたらなかったが故に、誤植に気付かず、そのまま採引きしたのである。しかも、正統『武家閑談』は編年体による記述になっており、先に保留しておいた『編年統閑談』は、『統武家閑談』の別称と考えてよいだろう。勿論、成島司直がそう称したのであり、一般的に認められた別称か否かの、疑問は残るが、同一書と断定してよいだろう。

鵬外の〈あとがき〉にある林春齋の『韓使来聘記』を、かつて、私はこの書名で捜し求めて見つからず放棄した苦い経験がある。尾形仇氏は「春齋の『韓使来聘記』は、天和・正徳年度の記録と違って、その流布は汎くない。管見の範囲では、内閣文庫蔵の『朝鮮通信総録』『歴朝来聘覚』の中に収録されているのみ。その利用は、

鵬外のひそかに得意としたところであつたらう。(注9)と述べている。尾形仇氏の示唆に従つて、内閣文庫所蔵の『朝鮮通信総録』(全十冊本)を閲覧した。表表紙に『朝鮮通信総録』と題簽があり、目次代りに「歴朝来聘覚 慶長丁未韓使京着記 寛永甲子来貢記 同丙子来聘記 明歴乙未来聘記」と記されている。しかも「歴朝来聘覚」の内題は「〇御代々朝鮮人來朝之覚」となっている。そして慶長十二年、元和三年、寛永元年、同十三年、同二十年、明暦元年、天和二年、正徳元年、享保四年、延享五年、宝暦十四年の來朝の記事が略記してある。最初と最後の記事のみ抜書する。

〇御代々朝鮮人來朝之覚

〇慶長十二年大相國家康公秀忠公ニ日本天下ヲ附属有テ朝鮮ヨリ信使ヲ渡ス往歲謝使ヲ渡サレ日本ノ信義馬島ノ忠功ヲ見ル故ニ又其謝ヲ致シ隣交万年ノ為トシテ三使ヲ渡シ駿府并江府両殿下ニ肅礼ス三使官名姓氏并人数上下目録蘇長老指導三月廿一日発對府至耆州而四月京着寓于大應寺同閏四月初六日発洛陽赴東武六月帰

〇二月宝暦十四年甲申今大君御世ヲ統タモフヲ賀シ三使來ル此時若君様へ献上無之林信言与其子圖書頭信愛預其事

「〇御代々朝鮮人來朝之覚」に続いて、表紙に記せられている「慶長丁未韓使京着記」が記述されている。次に抜書する。

朝鮮国勅使慶長十二年丁四月十三日ニ京着任 先例紫野宿被仰付事

一勅使三人之事

一金僉知朴僉知兩人者添官人之事

一上官人卅人此内サイリン独ハ通事役之一人祐筆兩人医師也

一中官人百五十五人下人二百十六人 合人数四百六人

一十三日晚振舞七五三也勅使者三方也金僉知朴僉知兩人者足付木具也

一同十四日朝ヨリ板伊賀守為賄料八木入次第被渡也

一勅使三人一日ニ一人分一石宛也

一金僉知朴僉知兩人者一日一人分五斗宛也

一上官三十人一日ニ一人分三斗宛也

一中官百五十五人一日一人分一斗五升也 此外薪炭再茶別ニ被申付也

一下人二百六人一日ニ一人分五升宛也 此外ニ薪斗別ニ遣ス也

一天瑞寺ニ勅使三人者間ヲ隔テ同座次ノ間ニ上官中官衆居座之事

一捻見院ニ金僉知朴僉知兩人者上座ニ居其次ニ中官衆居也下ニ賄者庫裡廊下居申事

一右二ヶ寺之外真珠庵德善寺下ニ宿申付也

一興臨庵對馬守宿也聚光院柳川豊前守宿也

一大仙院蘇長老宿也

一如意庵井手弥六左衛門宿也

一門前町屋者對馬守馬乘衆弓鉄炮衆宿也

一朝鮮勅使閏四月六日都ヲ被立同月廿四日江戸本誓寺江下着之事

一守山 佐和山 大垣 清須 岡崎 吉田 浜松 掛川 藤枝

清見寺 三嶋 小田原 藤沢 神奈川

右路次泊也毎日於半途昼休之振舞者前日泊ヨリ賄被申候定之事

一廿四日晚勅使ハ御振舞者七五三也

一同廿五日任都賄料八木ニテ渡申也

一公方様勅使 御対面者五月六日午刻也

一朝鮮國王御音信之物勅使無登 城以前ニ御殿広縁台ニ載並置也

一大鷹五十連 一人參二百斤 一帽段二百卷

一虎革三十張 一豹革二十張 一青皮十張

一白苧布三十疋 一黑麻布三十疋 一袖五十疋

一花席二十枚 一紙五十帖 一帖廿五枚宛

以上十一色也此内鷹廿七連遠路落申故殘鷹不居目錄ニテ披露也 一勅使 御殿広縁ニ被上候時朝鮮國王書箱柳川豊前守持テ広縁ニ畏ル則酒井雅乘頭被受取 公方様御座臺ノキハ左リ脇机唐織ヲ覆其上ニ右書箱載被置也

一公方様勅使無御対面以前者遠侍ニ座敷三在之其内上壇間勅使衆

移居座無程御対面 御使アリ勅使広縁ヲトリロノ広間中壇ノ間へ上ラ中壇ノ座半ニ三人立並フ一番目ノ勅使左方座上ニ立二番目三番目モ同立並ヒ四度半ノ拜畢テ一番勅使右方三番目ノ勅

使ノキワヲメクリモトノ左方ヘモトリ中壇ノ上座ニ居座二番目

モ三番目モ拜畢テ其次々々ニ居座也サテ其次ニ金僉知朴僉知兩人

下下坦ヨリ四度半拜而退 御前ニ見ヘス広縁ニ立又其次ニ上官

廿六人広縁ヨリ四度半拜シテモトノ車寄ノ広縁退也中官衆衆

衆ノヨキ衆斗リ三十人庭ノ白洲ニ三段ニ立並ヒ四度半拜シテ中

門ノ外ニ出也此中官衆ニハ御振舞御無用之由柳川愚按申理也

一上壇ニ御座置六帖並敷其上ニシト子被為飾 公方様御着座ナサレ候御冠御裝束黒色也左脇方机ニ朝鮮國王書籍載テ有之

一上壇横四間立三間半中壇ノ間モ同下壇ハ横四間立四間也杵形之間西方上座也

一御膳出ル前ニ東南方皆 御簾オル、也

一勅使上座ヨリ左方中壇ノ間ニ三人次第々々ニ居座也別ニ御相伴誰モ無御座事

一御膳部 公方様四方之事勅使膳足付常ヨリ一倍モ熊足高製也木具何モ金薄 ダム也

一御座敷奉行本多佐州大久保相州酒井雅楽頭三人也

一御前給仕人并御杓モ別也

一御トマリノ御酒両度過テ三度目ニ結構ナル台盃ヲスヘテ杓 御前ヘ向也 公方様盃ヲ 御取ナサレ候時一番目ノ正使居座ヲ立

公方様御座ニ向モ畏ツテ居ル則杓 御盃ヲ持テ指ス勅使 御盃戴酒ヲ給也杓ハ不加シテ又ツク則酒ヲ請テ兩度ノミテ本座ヘ

モトル扱給仕衆盃ノ台ヲ取去也二番目三番目ノ時モ如前盃台御前ヘス 御盃戴クレツケ同前也

一膳部サカリテ引ツギ菓子出也

一菓子出テ無程御茶出ツ也茶モ一ヘンニテ過ル宗對馬守座敷ヲ見ツクロヒ彼通事ヘ勅使衆立時分サ、ヤキ三人ノ勅使身ヲツクロヒ立テ暇乞ノ拜ヲ又加レ前立並ヒ四度半拜ヲシテ広縁ニ出テ初ノ遠待ノ座敷上壇ノ間ヘ移座官人衆拜ノ間勅使被待也金僉知朴

僉知兩人上官中官加右次第々々ニ拜ヲシテ退也

一諸官人衆拜畢テ勅使退出也本佐州大久保相州酒井雅楽頭三人中門ノ外石ヲ敷ク所マテ出向ソレ勅使ト互ニ兩度ノ礼ヲシテ別ル也

一勅使 御城ヲ出ラレ時奥ノ御門ノ口ノ冠門ヲ出テ石垣ノ角ヨリ與ニ乗レル也

一金僉知朴僉知兩人并上官衆ハ初ノ鉄門ヨリ馬ニ乗也

一金僉知朴僉知兩人之為相伴覺長老學校蘇長老三人也勅使ノ座敷ヨリ遙ニ間ヲ隔御振舞之事

一上官廿六人之衆者遠待座敷也柳川豊前守元豊兩人相伴可仕之旨ニ仰付ラル也膳部勅使同前也五三也足付ノ外嚙子カラ道金薄ニ

テタム也

一宗對馬守ハ 上意ヨリ勅使ヘ御詞遊サレ候伴人ニ 仰付ラレ下座ノ末ニ畏居座シテ右三人御奉行衆同前ニ御座敷ヲ見繕也

一同月十一日朝鮮國王ヘ 公方様御返報書籍本多佐州大久保相州酒井雅楽頭為 御使勅使宿本誓寺ヘ來駕也勅使広縁ヘ出向ラレ

右三人 御使同縁ヘ呼上ラル也書籍ヲ金僉知請取上座机拵也則書籍向テ勅使四度半ノ拜ヲシテ扱三人ノ御使ヲ座敷ヘ呼入レ兩

度ノ礼ヲ互ニセラレ六人ナカラキヨクロクニ腰ヲ懸テ向ヒ居レル也

一公方様勅使御引物之事長太刀十五枝并白銀六百枚台三ツ付紙ニテ並ヘ披露也

一金僉知朴僉知銀百枚也

一上官卅人中官百十五人白銀四百枚也都殘ル官人トモ加テ

一 下人二百十六人鳥目五百貫右都大坂ニ残ル者共同前之事

一 御引物渡畢テ以後本佐州 上意ヨリノ口状ヲ申演ラル也勅使過

分御引物頂戴仕并賄料以下迄御懇情仰付ラレ忝之旨御返事被申
上互之時宜兩三度過テ則為御祝儀湯ヲ兩度出サル也湯過テモ勅
使重々忝之意趣三人御使ニ奉仰之由申理ル也

一 朝鮮勅使五月十三日ニ江戸ヲ被立同十九日ニ清見寺被着候別翌
廿日午刻勅使 大御所様被成対面之言

一 勅使三人私ニ土産之物進上之事

一人參六十斤 一白苧布三十疋 一蜜百斤

一 密蠟百斤 以上四種

一 大御所様冠御裝束翠色也上壇ニ御座置テ二帖其上ニシト子ヲ被
為敷ナリ從下壇勅使二度半ノ拜ヲシテ上座ヨリ左方ニ三人立並
フ其次ニ金僉知朴僉知広縁ヨリ拜ヲシテ縁ノ末ニ立並フ酒モ茶
モ不出頓テ暇乞ノ拜ヲ勅使三人如前被仕候又金朴兩人縁ヨリ拜
ヲシテ退也兩人拜畢間ハ本座ニ立並テ金朴退時勅使座敷被出申
也

一 駿府御城普請半ニテカリノ御殿ニ依被成対面上官中官衆之御礼
無用ト被仰出停止申也

一 勅使駿府ニ被相着候時本多上州亭へ直ニ被移裝束改テ御城へ被
參也 御前礼畢テ又於本上州亭裝束又キカヘテ暫休息アリ無程
振舞ノ膳部出相伴ハ別ニ一人モ無之事

一 右振舞過時分御引物給為御使大沢侍從永井右近進城織部三人也
一 勅使三人ニ具足三領太刀三振白銀三百枚

一金僉知朴僉知兩人刀二腰白銀百枚

一 上官廿六人江戸へ下ル衆斗白銀二百枚

一 中官八十一人下人百三十人江戸ニ下衆斗ニ鳥目五百貫也

一 朝鮮國ノ奉行ヨリ本多佐州へ書札來ル其書中ニ先年虜御赦免之
懇望之事申上ル右之状 上様被成 御一覽候則朝鮮國ノ虜男女
共ニ悉被國へ許可帰之旨被 仰出也日本國中不可有違乱之起本
佐州被相触申候也

一 朝鮮勅使諸官人衆五月廿九日ニ紫野ニ至リ上着六月八日ニ都ヨ
リ大阪へ下着同十一日ニ從大坂出船也

右以布施元豊口説記焉者也

林春齋

(注9)

この『朝鮮通信録』所載の「慶長丁未韓使京着記」こそ、鵬外
の言う「韓使來聘記」(注10)である。この事実を踏まえるならば、
前述した尾形怱氏の表現は訂正を要するだろう。

(I)

史料を検討した結果、佐橋甚五郎説話は「參州三河後風土記」に
発し、「統武家閑談」を経て「改正參州三河後風土記」に定着を見
たのである。佐橋甚五郎に関する行実は、「統武家閑談」が「參州
三河後風土記」の記述を虚偽としている点から当然のことながら、
二書には著しい差異がある。「改正參州三河後風土記」は、前二書
を勘案して記述しているので、「統武家閑談」と重なる部分が多
い。

しかしながら、佐橋甚五郎説話の基本構造は、〈強欲〉〈姦悪〉〈卑劣〉〈無道者〉の甚五郎に対して、家康の〈炯眼〉と〈寛容〉を強調し、家康の人物の大きさを賞讃する点にある。それに対して、鳴外は「統武家閑談」をどう読んだのであろうか。最初に「統武家閑談」の構成について検討する。

〔一〕

- ① 佐橋甚五郎は岡崎三郎様の小姓である。
- ② 傍輩の金髪斗付きの大小を盗掠する。
- ③ 甚五郎甲州へ逐電し、勝頼に仕官する。

以上「三州後風土記」等の偽書による。

〔二〕

- ① 佐橋甚五郎は大御番頭佐橋義右衛門義賢、同役義佐橋源大夫の従弟にあたる。
- ② 甚五郎故有って同役の小姓を殺害し、遁走・潜伏する。
- ③ 家康は放免の条件として、小山の城番甘利四郎の刺殺を教唆する。

〔三〕

- ① 甚五郎は遊芸（吹笛）に卓越している点を自薦の弁に甘利に致役する。
- ② 或る夜、甘利は甚五郎の膝枕で笛を聴く。その折、甚五郎は甘利を刺殺し、帰参する。

① 甚五郎は若御子合戦の折、水野勝成と同じく奮戦し、負傷する。

〔四〕

- ② 或る時、家康が甚五郎の甘利刺殺に関して、へむごい奴〈情なし〉と評している言葉を次の間で偶然聞いてしま

③ 甚五郎は上様（家康）から軽蔑されたからには面目なくて仕官できぬと退去し、朝鮮へ逃亡する。

〔五〕

- ① 慶長の末、朝鮮国の三使来朝する。
- ② 御目見えの後、家康は老中に上官の一人を見知っているかと尋ねた所、知らぬとの返事に、あれは〈佐橋甚五郎〉である〈すうずうしい奴め〉が、と言う。
- ③ 佐橋の親族に問い糺した所、知らぬとのことである。
- ④ 家康は文通を禁じ、そのまま朝鮮国へ帰国させる。

〔六〕

- ① 彼の信使（佐橋甚五郎）は日本に従弟が居るが会えば別れがつらいので、会う意志が無いことを密かに一族に伝える。
- ② 世間の噂によると、佐橋一家は朝鮮の使節より人參を多量に貰ったと言う。

〔七〕

- ① 刀を盗取し、斬罪に処せられたという説は虚偽である。
- 〔七〕は〔一〕との照応で結びとした記述である。それ故に〔七〕を〔一〕に入れて考えれば、全六段からなる。更に言えば、〔七〕は佐橋甚五郎の行

実を記した「三州後風土記」等が虚偽の記述から成り立っている事を述べている。それ故に一応これも除いて考えると、「統武家閑談」の佐橋甚五郎説話の本文は、〔三〕〔四〕〔五〕〔六〕の五段から成立している。

家康に疎外された佐橋甚五郎は朝鮮へ逃亡し、やがて朝鮮人になりすまし、来日の使節の通訳として家康に謁見する。誰一人それが佐橋甚五郎と気付く者はいない。ただ家康のみが看破するが、事荒立てず、日本を出立させたというのが、この説話の眼目である。

当然のことながら、家康の鋭い眼力と、大人ぶりが強調されている。

鵬外はこの説話の核心に注目し、家康と対等の大きさに甚五郎を造型する。家康より小さくても大きくてもいけない。対峙させることで小説を構想する。鵬外は原史料の構成一〔二〕三〔四〕五〔六〕七を組み替える。細部の検討は後回しにして概括的に捉えると、朝鮮使節として甚五郎が家康と対峙する〔五〕を冒頭に捉える。そして、後は原史料の構成順序に従って記述して行く。〔七〕を捨象して〔六〕を以て大尾とし、冒頭と照応させる。つまり、鵬外の小説の構成は、〔五〕一〔二〕三〔四〕六という順序からなる。〔五〕を小説の現在時（慶長十二年五月二十日）として、時間は過去へ遡行していく。

次に鵬外は甚五郎を家康と対等な人物に造型するために、種々の装置を施している。鵬外は〔一〕の①（佐橋甚五郎は岡崎三郎信康の小姓である）を前提に、〔一〕の②（傍輩の金熨斗付きの大小を盗掠する）と〔二〕の②（甚五郎故有って同役の小姓を殺害し、遁走・潜伏する）を直結させて、原史料に無い〈驚撃ち事件〉を創造する。鵬外は甚五郎の大小の盗掠・殺害を単に自己の欲望や無道者の行為としてではなく、ある必然的な理由があつて、結果として同役の小姓を死に至らしめたと考える。それ故に、家康の嫡子信康の小姓であつた佐橋甚五郎の性格を次のように規定する。

「口に出して言ひ附けられぬうちに、何の用事でも果すやうな、敏捷な若者で、武芸は同じ年頃の同輩に、傍へ寄り附く者も無い程であつた。それに遊芸が巧者で、殊に笛を上手に吹い

た。」

更に、「平生何事か言ひ出すと跡へ引かぬ」所があるとする。

そして、鵬外は甚五郎という人物をより具象化すべく、小説中に〈驚撃ち事件〉を布置する。この事件は広い沼の遠方にいる鶯を撃てるか、否かという一人の小姓のふとした思い付きの一言から発生する。衆議は所詮撃てぬと極つた時、甚五郎は一人「なに撃てぬにも限らぬ」と眩く。それを聞き咎めた蜂谷という小姓が、「おぬし一人がさう思ふなら、撃つて見るが好い」と言い、それを受けて甚五郎は「撃つて見ても好いが、何か賭けるか」と問う。すると蜂谷は、「今ここに持つてゐる物をなんでも賭けよう」と言う。甚五郎は信康の許しをえて、「中るも中らぬも運ちや。はずれたら笑ふまいぞ」と言つて鉄砲を発射し、見事に鶯を撃ち止める。その翌朝、城内の人々の目にした事実は、外傷のない蜂谷の死体と、「蜂谷の金熨斗の大小の代りに、甚五郎の物らしい大小」が置いてあつたと、更に、甚五郎の出奔であつた。事の経緯は伏せられて、まず事実のみが読者に知らされる。謎は後から判明する仕組みになっている。それは、従兄佐橋源太夫による家康への助命嘆願の中で語られる。甚五郎は賭の約束として蜂谷の大小を要求する。蜂谷は「命ならいかにも棄てう。家の重宝は命にも換へられぬ」と主張する。甚五郎は「武士は誓言をしたからは、一命をも棄てる」のが当然であり、「誓言を反古にする犬侍奴」と罵倒する。刀を抜いた蜂谷に当身を食わせると、息を吹き返さなかつたとの事である。甚五郎は蜂谷の大小を当然の事として受領し、盗掠したのではないという証に

自分の大小を置いて逃亡したのである。

家康は源太夫の語る一部始終を聞いて、「暫く考へ」た上で、「そちが話を聞けば、甚五郎の申分や所行も、一応道理らしく聞えるが、所詮は間違うてをるぞよ。」(傍点・山崎以下同じ。)と言いつつ。

原史料にない家康の発言には注目しなければならぬ。何故「暫く考へ」たのか。「一応道理らしく聞えるが、所詮は間違うてをる」と言うが、何が「道理」であつて、何故「間違」っているのか一切語られない。そして家康は助命の条件に甘利刺殺を教唆する。

武士の誓言の重み、更に甚五郎の行為は一見私闘に見えるが、信康の承認の上で契約の履行をしたのであるから実際は、武士社会の掟に適っている。その点では「道理」が通っている。どこが「間違」いなのか。「御役に立つべき侍一人討ち果たし候」(興津弥五右衛門の遺書)事が、「間違うてをる」のか。もし、家康の心中に「御役に立つべき侍一人」云々の条理が浮んだのなら、「暫く考へ」はしなかつただろう。要は穿鑿など無用なのだ。絶対権力者として、助命するためには条件を提示することが主眼なのである。すなわち前段階はバランスを取っておく方が、条件提示に有効に働くという政治感覚である。従つて、甚五郎の行為の全面否定はしない。

一応肯定し、次に否定をし、命令を下すという権力者の言語構造、その常套手段が見事に描写されている。これは早く『舞姫』の相沢謙吉にも見られる。これは否定の内容が不明でも、絶対者の一言が重くのしかかる仕組になっている。このように第二段でへ驚撃し事件を創出した鵬外は、次の三段でも史料を踏まえつつ、独自の場

面に仕立て上げる。

第三段は〈甘利刺殺〉の場面である。原史料にある甚五郎という名も消去され、また甚五郎が甘利に仕えることになつた理由も捨象されている。「望月の夜」「月見の宴」「若衆」の「笛」、「若衆」の「膝枕」と艶なる世界の中で刺殺のドラマは演ぜられる。

第四段の冒頭に於て「三河勢の手に余つた甘利を容易く討ち果し、髻をしるしに切り取つた甚五郎」が帰参したことが語られる。

読者は第三段の幻想的とも言うべき世界から、現実の世界へ引き戻される。鵬外はこの段に於て、二箇条原史料に無い部分を附加している。一つは甚五郎の帰参に際し、「家康は約束通り甚五郎を召し出したが、目見えの時一言も甘利の事を言はなんだ。」という記述である。もう一箇所は、甚五郎は若御子合戦で激闘の末負傷した。

これに対し家康から慰撫の言葉があつてもよいはずである。ところが軍功の折、「加増があつて、甚五郎も其数には漏れなんだが、藤十郎と甚五郎との二人には、賞美の詞が無かつた。」という点である。家康は甚五郎の帰参は約束通り認めているし、軍功に於ても加増という物質面では公平な処置を取っている。しかし、家康は人間的情愛を切り捨てている。三河勢の手に余つた甘利四郎三郎を「容易く討ち果し」た甚五郎の力量に無気味さを感じるのには、権力の座にいる人間の嗅覚であり、それ故に疎ましく思うのも当然である。甚五郎と一緒に奮戦した水野藤十郎勝成は、家康の甚五郎に対する悪感情のどばつちりを受けたのである。

第五段は重要な場面である。原史料は次のようになっている。

「或時甚五郎御次の間に罷在候得者、権現様、甘利は甚五郎を一事のこくとく哀憐を加へ召仕ふる処を、佐橋めはむごひ奴、四郎三郎か寝首を切來、余り情なしと上意ありしを聞て、御下げすみをうけては不勤と御家を立退き、商買舟に乗て朝鮮國に渡る。」

鵬外は原史料の「或時」の年立てを明確にする。鵬外は『徳川実紀』所収の「東照宮御実紀」(卷三)の天正十一年「五月、石川数正を京に御使して、筑前守秀吉のもとへ、初花といへる茶壺を贈らせ給ふ。」と「七月、姫君(督姫といふ)小田原へ送らせ給ひ、御婚禮ととのせらる。」という二条を組み合わせる。鵬外は督姫の興入れて忙しい中、家康から大阪の羽柴家への使者の命を石川与七郎数正が承っており、次の間には近習の甚五郎が控えている場面を設定する。統いて原史料を離れて小説は次の様に展開する。

「誰か心の利いた若い者を連れてまゐれ」と家康が云ふ。

へさやうなら佐橋でも」と石川が云ふ。／良久しい間家康の声が聞えない。甚五郎はどうした事かと思つてゐると、やつと家康の声がする。へあれは手放して、は使ひ、たう、無い。」此頃身方に附いた甲州方の者に聞けば、甘利はあれを我子のやうに可哀がつてをつたげな。それにむごい奴が寝首を掻きをつたへ／甚五郎は此詞を聞いて、ふんと鼻から息を漏らして、軽く頷いた。」家康の甚五郎に対して「あれは手放しては使ひたう無い。」という言葉は、原史料にない。三河勢が手を焼いた甘利四郎三郎を「容易く討ち果し」た甚五郎の敏腕さに内心では恐れと不安を抱いてい

る権力者の発言である。「参河後風土記」の表現を借用すると、「斯ル無道者ハ賄賂ヲ以テ約セハ主ヲモ親ヲモ害サン」という事であらう。権謀術数を弄する権力者なるが故に、組織内に「言ひ附けられぬうちに、何の用事でも果すやうな敏捷」で、敏腕な人間、また、「何事か言ひ出すと跡へ引かぬ」意気地さを持った人間が居れば、枕を高くして寝られぬのは当然である。組織は己れの職分を越える人間を必要としない。甘利を「容易く討ち果し」た甚五郎の腕を以てすれば、家康とて同じ運命を迎るかもしれない。それ故、家康は甚五郎に警戒心を抱き、疎ましく思つていたのである。それが「手放しては使ひたう無い。」という言葉になつて発せられたのである。家康は石川数正について本音を漏らしてしまつたのである。恐らく漏らしてはならない本音を吐露した家康は、すぐ焦点をずらして合理化をはかる。それが、「甘利はあれを我子のやうに可哀がつてをつたげな。それにむごい奴が寝首を掻きをつた。」と、人間的情愛を強調して、倫理面から批判し石川数正の納得をえることに努める。そして「寝首を掻く」という行為の卑怯さも強調する。甘利刺殺を命じたのは家康自身であることなど暖気にも出さない。この家康の老獪さに直面した甚五郎の対応は次の如くである。

原史料には「御下げすみをうけては不勤」とある。ここには君に見捨てられた臣の脆弱な溜息と不貞腐れがある。鵬外は家康と甚五郎の位置を対等にするために、史料にない「此詞を聞いて、ふんと鼻から息を漏らして軽く頷いて」、「それ切り行方が知れなくなつた。」と記す。鵬外は「ふん」の内実を一切分析しない。ただし、

出奔した記述の後に「源太夫が家内の者の話に、甚五郎は不断小判百両を入れた胴巻を肌に着けてゐたさうである。」(初出には「百両」なし)と附記している。

甚五郎は從兄源太夫から助命婦参の条件として、家康が甘利刺殺を望んでいることを告げられた。そして甚五郎はその通り実行した。三河勢の手に余った武田家の臣、小山城城番甘利四郎三郎刺殺には策を以てする以外になかったはずである。時は戦国期である。命じた家康にすれば、刺殺の仕方はどうでもよいことである。刺殺という結果のみが絶対である。それを事もあろうに「むごい奴が寝首を掻きをつた。」とは、主君といえども甚五郎には我慢のならぬ一言であつたはずである。婦参の折「甘利の事は言はなんだ。」家康に対しては、甚五郎の方も助命・婦参という負い目があるのです、まだ我慢の余地があつた。しかし、若御子の戦いの折「賞美の詞が無かつた。」ことで、甚五郎の心に疑惑が浮んできたと思われる。家康が自分に対して冷たい目で見ていることは間違いない。自分は疎んじられてもいる。それは「いわれなき嫌悪」(注11)である。このような状態の中で、甚五郎の心に萌したものは、非情な家康によつて成敗されるかも知れぬ恐れである。成敗の理屈はいくらでも付けられる。そして甚五郎は用心するに越したことはないと考え、いつでも出奔できる用意として「不断小判百両」を肌身離さず所持していたと思われる。これは自己の考えと行動に絶対の自信を持っている者の所為である。そして石川数正に対する家康の言葉を聞いた時、家康とは神君と崇められているが、たかだかそれだけの器量

の人物かと家康を見切つた証が「ふん」である。そして、日頃家康から疎んぜられて来た折々に抱いた思いが的中した故に、「領いた」のである。

このような経緯を経て、鵬外は小説の冒頭に韓使来聘の場面を設定する。韓使と家康との対面の場面に於て、鵬外は原史料にない上々官、番僉知を登場させる。対面を終つた家康は「あの縁にゐた三人目の男を見知つたものは無いか。」と尋ねる。本多正純を始め誰一人知らぬと答えた時、案内して来た宗が「番僉知と申します」と返答をする。その答を無視した家康は、

「誰も覚えてはをらぬか。わしは六十六になるが、まだめつたに目くらがしは食はぬ。あれは天正十一年に浜松を逐電した時二十三歳であつたから、今年は四十七になつてをる。太い奴、好いも朝鮮人になりすましをつた。あれは佐橋甚五郎ぢやぞ。」

と断定する。家康は何故このように苛立って、敏感に反応するのだろうか。

甚五郎が浜松を逐電して行衛知れずになつた時から、家康の心中には甚五郎の幻影が付き纏っている。甚五郎は家康の力量を見限つたに過ぎないのだが、家康は権力者なるが故に不気味な影に脅えるのである。

本多正純が恐る恐る家康に、「一応取り糺して見ることにいたしましたせうか」と尋ねる。家康は先程の動揺を隠して、「いや。それは知らぬと云うぢやらう。上役のものとは全く知らぬかも知れぬ。兎に

角あの者共は早くここを立たせるが好い。土地のものと文通など致させぬやうにせい。」と命じる。無視すること、辛うじて権力者の權威を保つたと言えよう。そして慶長十二年六月十一日、韓使の一行並びに「朝鮮征伐の時の俘虜の男女千三百四十余人」を乗せた船は大阪を出港した。何事もなく一件落着いたという事になる。

この場面は甚五郎の視点からは一切描写されていない。対面は無言劇である。原史料の「彼信使も我従弟とも日本にあれとも対面せは殊之外名残おしかるへきと存無其儀よし申遣る」という条を捨象しただけ、家康の周章狼狽ぶりが鮮やかに描写されている。

鵬外は冒頭部と照応させる形で、小説の大尾を「天正十一年に浜松を立ち退いた甚五郎が、果して慶長十二年に朝鮮から喬命知と名告つて来たか。(中略)確かな事は誰にも分らないだ。」と記した上で、原史料の「依之其時の沙汰に、佐橋一家は朝鮮の使より人參多く貰けると云々、」を用いる。すなわち、「併し佐橋家で、根が人形のやうに育つた人參の上品を、非常に多く貯へてゐることが後に知れて、あれはどうして手に入れたものかと、訝しがるものがあつた。」と記している。

この佐橋家に朝鮮人參があるという事実を踏まえた時、「土地のもの」と文通などを致させぬやうにせい。」と、敵命を下した家康の威光や權威はどうなるのか。私は先に家康と甚五郎を等質に造型し、対峙させていると記した。しかし、鵬外はこの〈人參事件〉を附記することで、比重をやや甚五郎の方へ傾かせたと考える。

鵬外は『意地』広告文に於て、

「小山の城の月見の宴、城将甘利四郎三郎の寝首をかいた当年の美少年〈左橋甚五郎〉は家康を鼻の先であざ笑ふて、浜松を逐転して、切かに朝鮮に往きて、慶長十二年に朝鮮国の使者となつて来朝して、済ました顔で家康に謁見して帰つたる奇人。意地強きすね者。流石の家康も警戒したる人物。その一代の奇しき運命の物語。」(注12)

と記している。

鵬外は小説『佐橋甚五郎』に於て、原史料に見られる家康の〈炯眼〉〈寛容〉を〈老獺〉〈非情〉〈無視〉と代換することで、権力者の冷徹さと、権力の座にある者なるが故の怯えを表出している。原史料が〈欲心〉〈姦邪〉〈無道者〉呼ばわりしている甚五郎を権力者と対峙できる不敵な面魂の人物に造型しなおしている。すなわち、自己の能力に対する自信、ある種の合理性、権力者の非情を見抜く目、用心深さをもつて家康に対峙し、遂に家康の器量に見切りを附ける人物として造型している。私はかつて単行本『意地』の〈意地〉の実相を分析して、

『興津弥五右衛門の遺書』の興津弥五右衛門、阿部一族の柄本又七郎、竹内数馬に見られる〈忠義なる意地〉、阿部弥一右衛門に代表される〈廉恥・名聞なる意地〉、『興津弥五右衛門の遺書』の横田清兵衛、『佐橋甚五郎』の佐橋甚五郎における〈角逐の意地〉に区分される。」(注13)

と記した。

〈忠義なる意地〉は、〈寛悟〉に支えられ、〈廉恥・名聞なる意

地〉は、〈自滅〉への道をひた走ることになる。横田清兵衛の〈角逐の意地〉は、死へと墓穴を掘ることとなる。同じ〈角逐の意地〉でも佐橋甚五郎の場合、〈見切り〉の精神に支えられ、どこまでも生への執着を捨てない点が異なる。もっとも佐橋甚五郎の〈意地〉を可能にしたのは、幕藩体制確立前の時代状況下という点も考慮しなければならぬ。

佐橋甚五郎の如き〈意地〉を表現し得たのは、官僚機構内に於ける個と組織との緊張関係の中に生きて来た鷗外の感性の所産である。

(注)

1 『森鷗外全集』第三卷（昭和三十七年四月三十日、筑摩書房刊行）

所収の尾形仍氏の「語注」、三六六頁。

2 尾形仍『森鷗外の歴史小説—史料と方法』（昭和54年12月20日、筑摩書房刊行）所収の「佐橋甚五郎—意地—」、一七七頁。

3 注2に同じ。ただし、一二〇頁。

4 『通航一覧』第三（山田安栄・伊藤千可良校訂、編輯兼発行者・早川純三郎、大正二年二月二十八日、国書刊行会刊行〈非売品〉）所収の〈巻之八十七〉「朝鮮国部六十三」、一頁〜三頁。なお、『通航一覧』に関して言えば、第一（明治四十五年六月三十日発行）〈第八（大正二年十一月二十五日発行）で完結している。

引用史料については原文のままにしてあるので一言附記する。「白石私記」と「続武家閑話」との間にある史料の割注は次のように改正すべきである。「この事、考証の書は一は佐橋甚五郎と載（する）を、一は寛又蔵とあり。」なお、括弧内のするのは脱字と考え、補綴

した。

5 『訂寛政重修諸家譜』第十五（昭和四十年九月三十日、続群書類従完成会刊行）所載の〈巻第九百五十九〉「藤原氏 支流 佐橋」、並びに同書の第十七（昭和四十年十一月三十日、続群書類従完成会刊行）所載の〈巻第八十五〉「藤原氏 支流 寛」により、山崎が系図化したものを次に記す。

佐橋家系図／寛家系図

6 内閣文庫所蔵の二三冊本。奥書に「慶長十五年庚戌五月吉日平岩主計頭親吉書記之、參河後風土記巻第四拾五 大尾」とある。内閣文庫所蔵本として、ほかに四五冊本、二二冊本がある。三種とも字句並びに表記に若干の異同がある。

7 『通俗日本全史』第九卷（明治四十五年六月十八日、早稲田大学出版部刊行）所収の成島司直改撰「改正三河後風土記 上」、第十卷（明治四十五年七月十八日、早稲田大学出版部刊行）所収の「改正三河後風土記 中」、第十一卷（大正元年八月十八日、早稲田大学出版部刊行）所収の「改正三河後風土記 下」がある。本史料は「改正三河後風土記 中」より抜書。二二頁〜三三頁。

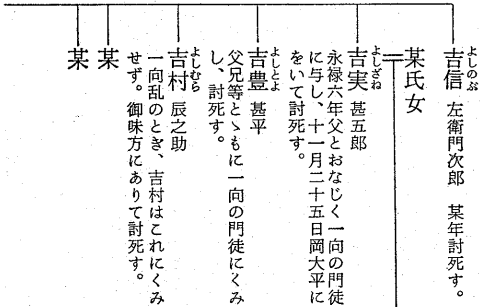
8 内閣文庫所蔵「続武家閑話」全三〇巻十冊本。本文中に「老中へ御尋有しに見知候由各言上也」とあるが、同文庫所蔵の「武家閑話」七巻・続二十巻、二十七冊本には「老中へ御尋阿里しに見知候由各言上也」とある。この方が文意から判断して正しいと考える。なお、この二十七冊本の第一巻の序文に「享保辛丑春月、鶴汀桂山義樹撰」とある。

参考までに国会図書館所蔵本を次に掲載する。写本の奥書に「慶応三丁卯三月二十二日写終 安食茂典 年六十四 / 慶応三丙寅十二月中旬写始丁卯三月二十二日写終 / 紙数三百八十九枚」

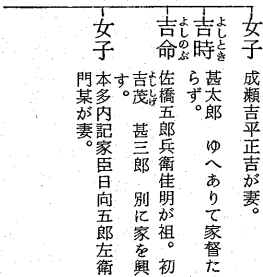
佐橋家系図

佐橋 今の呈譜に、佐野太郎基綱寛永系の譜を按ずるに基寛永系綱上野国舟橋庄に住せしより舟橋と称す。其子左衛門尉吉綱よりこのかた代々足利家に仕ふ。吉綱が九代甚兵衛吉春慈照院義政につかへ、文明年中義政の命によりて佐野舟橋の両称を合せて佐橋と号す。其子左衛門尉貞恒小田叢岐守某に属し、後故ありて小田家を去、三河国額田郡下和田村に寓居し、はじめて信忠君に奉仕す。吉忠は其男なりといふ。

家紋 丸に六星 三頭左巴
もとは丸に三星の紋なり。慶長十年台徳院殿御入洛の時、釣命によりて諸祖の頭各家の紋をしるして呈す。このとき吉久が家紋は御紋に疑ひあれば、あらたむべしとの仰によりて、このうち丸に六星を用ふ。



某 甚五郎
岡崎三郎信康君につかへ、小性をつとむ。後同僚の者の刀を奪ひし事露顕せしにより、甲府にのがれ去て武田勝頼に属し、其のち小山の陣中に忍び入、甘利三郎次郎某を刺殺し、其両刀を奪ひ、ふたたび帰り殺り、つかへたてまつらん事をこふ。しかれども甲府にをいての悪事あらはれば遂電す。



寛 家 系 図

寛かひら
 今の皇譜に伊勢国山田やまだの住人、寛
 豊後守正行が後胤清兵衛正綱がと
 き、三河国六名の郷に移り住し、
 安祥にをいてはじめて親忠君につ
 かふ。清左衛門正治は其長男なり
 といふ。
 家紋 三頭左巴 釘抜

某氏女

重忠しげただ 平三郎 図書 母は某氏。
 清康君、広忠卿に仕ふ。天文十六年
 松平三左衛門忠倫上和田にありて謀
 叛し、織田信秀に内応して岡崎城を
 謀らんとす。このとき諸士の内志を
 おなじするものもまたすくなく
 ず。城中殆あやうし。こゝにをいて
 広忠卿重忠をめされ、汝ひそかに上
 和田にいたり、忠倫を撃取べきむね
 おほせをかうぶり、十月十九日の夜
 上和田に忍び入り、終に忠倫を刺し
 て走る。ときに渠が枕上まくらの上にありし平
 安城長吉の刀を奪ひ、其証として獻
 ぜしかば、御感ありて彼刀を恩賜せ
 られ、二十日重忠が忠節比類なく、
 子々孫々に於て忘れたまふまじきよ
 しの感状をたまひ、三河国野羽のほにを
 いて、万正の地を死行はる。永禄三
 年五月東照官尾張国丸根城を攻たま
 ふときしたがひたてまつり、六年一
 向専修の乱に、重忠其門徒たりとい
 へどもかれに属せず。男重成と共に
 忠節を抽、天正十六年死す。年七十
 七。法名西道。

石川氏
式部大輔某女

重成しげなり 平十郎 牛之助 勘右衛門
 東照宮につかへたてまつり、永禄
 三年五月丸根城を攻たまふのとき、
 父とおなじ供奉し、六月水野信
 元が兵と石頼に於て合戦のとき
 鎧下の功名あり。なを奮戦して創
 をかうぶる。七月二十八日酒井左
 衛門尉忠次より戦功を賞せられ、
 且重成が手創を尋させたまふむね
 の書翰を贈る。八月朔日御感状を
 たまひ、其後御旗奉行となり、所
 々の御陣にしたがひたてまつる。
 天正十七年死す。年五十二。妻は
 石川式部大輔某が女。
 女子 三河国八幡の神職芝田刑部
 某が妻。

元成もとなり 金平 勘右衛門 母は式部
 大輔某が女。
 東照宮につかへたてまつり、天正
 十二年四月長久手の役に供奉し、
 拔群の高名を得たり。のち御繼奉
 行をつとめ、元和元年大坂の役に
 したがひたてまつり、御凱旋の後
 ゆへありて閉門せしめられ、のち
 ゆるさる。二年、今の皇譜七年死す。
 年六十一。法名善祐。善入妻
 は松平五左衛門近正が女。
 為春 寛助兵衛為規が祖。平十郎
 助兵衛
 重勝しげかつ 寛源左衛門保規が祖。源左
 衛門
 重政しげまさ 四郎左衛門
 紀伊大納言頼宣卿につかふ。
 某 善大夫
 尾張大納言義直卿につかふ。
 女子 中根三郎四郎政孝が妻。
 女子 杉浦八郎五郎勝吉が妻。
 女子 村越茂助直吉が妻。
 女子 浅井半兵衛元成が妻。

某氏女

●某 清左衛門 今の呈譜に正治長親君、信忠君につかへたてまつる。

大久保氏 五郎右衛門忠俊女

正則 清左衛門 又蔵 母は某氏。清康君、広忠卿をよび東照宮に歴任し、永祿三年五月尾張国丸根城を攻たまふのとき戦死す。年三十五。法名円通。妻は大久保五郎右衛門忠俊が女。

某氏女

正重 平四郎 助大夫 母は某氏。清康君、広忠卿をよび東照宮につかへたてまつり、弘治二年正月織田家の部將柴田勝家、荒川頼季等、酒井忠次が守れる福釜の岩をせむるのとき、大久保忠勝、渡辺義綱等とおなじく援兵として福釜にいたり、高名を顕し、永祿三年五月尾張国丸根の城攻に供奉し、十二年三月五日懸家凌にをいて今川の兵と合戦のとき軍功あり、天正四年二月東照宮横須賀にあらたに城を築かれ、大須賀康高をしてこれをまもらしめられ、正重を副らる。このとき武田勝頼軍を出して根を高天神の城におさめんとす。東照宮この告を聞きめされ、横須賀に御出張ありて、松平康親をして瀧坂塩賀坂の險阻に兵をよせ、これを海に傍て高天神の城に在る。これを遮り撃しめらる。勝頼懼て勝坂よりをいて高天神の城兵出て横須賀城に迫る。正重輕兵を率てしばしばかひ戦功あり。後康高が隊下の武者奉行となり。十八年小田原の役には、松平出羽守忠政に属して供奉す。文祿三年二月十三日死す。年七十二。法名如水。

某氏女

正康 又蔵 善兵衛 水戸中納言頼房卿につかふ。

某氏女

正長 兵助 猿之助 助大夫 母は某氏。東照宮につかへたてまつり、十六歳のとき、北条家の臣大竹丹後某をうちとり、御感をかうぶる。このとき名たまはりて、猿之助とめさる。元和元年水戸中納言頼房卿に附属せられ、寛永三年六月十日死す。年五十七。法名淨信。

佐橋氏二代 吉久

女子

計正 助之允 猿之助 助大夫 父と共に頼房卿に附属せらる。

正忠 助十郎 寛源左衛門重勝が養子。

公豊 助五郎 頼房卿につかふ。

正友 助左衛門

松平讓岐守につかふ。

とある。

続武家閑談卷之第十三 木村高教著

一 佐橋氏ノ説ニ当時世ニ行ハルノ所ノ參州後風土記類ノ偽書ニ佐橋甚五郎一岡崎三郎様ノ御小姓タリシカ傍輩ノ金ノ熨斗付ノ大小ヲ盜取り甲州ヘ行テ勝頼ニ仕フ事ヲ長々シク書ノセ置又惣シテ浪人トモノ集シ書ノセ置又惣シテ浪人トモノ集シ書ニハナカニ舖紙數ヲ重子売々ノ利ヲ貪ル淺羽成儀小林正甫類ハ空妄ノ説ヲ改メソノ事実ナラサレハトラス彼佐橋甚五郎ト申スハ大御番組頭佐橋義左衛門義賢同役義佐橋源太夫カ從弟也甚五郎ト同役ノ御小姓ヲ故有テ殺害シ三州ニ蟄居スシカルニ三州小山ノ城番ニ甲州ヨリ箆置甘利次郎三郎ヲ殺シ来ラバ御勸氣御免アラントノ 権現様仰ニ依テ甚五郎ヨク笛ヲ吹シカハコレヲ申立甘利ニ仕フ或夜甚五郎カ膝ヲ枕ニシテ二郎三郎笛ヲ吹セ聞ケルヲ甚五郎殺害シ版參仕甲州若御子合戦ノトキモ水野勝成ト同シク進ンテ手負ヌ或トキ甚五郎御次ノ間ニ罷在リ候ヘハ甘利ハ甚五郎ヲ一子ノコトク哀憐ヲ加ヘ召仕フル処ニムコキ殺シヤウ仕候ヨシ 上意有ンテ聞テ甚五郎日本國ニテ無面目トテ御家ヲ立退キ便船ヲ求メテ朝鮮國ニワタル慶長ノ末ニイタル朝鮮國ノ三使來朝ス御目見ノ後 上意ニ中ノ一人ハ見知タル哉ト老中ヘ御尋アリシニ不見知候由各言上セソノトキアレハ佐橋甚五郎也不届ノ奴メカナト 御意アリ彼信使モ我從弟トモ日本ニアレトモ対面セハ殊ノ外名残ヲシカルヘキト存無其義由甲ケルト云々依之ソノトキノ沙汰ニ佐橋一家ハ朝鮮ノ使ヨリ人參多ク貰ケルト云々彼刀ヲ盜或ハ被斬罪説ハ甚非ナリ

内閣文庫所蔵本『朝鮮通信録』(全十冊)

すでに述べた如く『朝鮮通信録』(全十冊)の第一冊の表紙は次のようになってゐる。

歷朝來聘覽

慶長丁未韓使京着記

元和丁巳寬永甲子來貢記

同丙子來聘記

明曆乙未聘記

朝鮮通信録

しかも、内題にも「韓使來聘記」とは記されていない。この林春齋筆記のものを「韓使來聘記」と呼ぶのは常識であつたらうか。鵬外はどこからこの題名を付したのか。「慶長丁未韓使京着記」と「同丙子來聘記」「明曆乙未來聘記」とを組合わせて、「韓使來聘記」としたのであらうとも考えられる。また、『通航一覽』所載の記事の出版を通覧すると、「朝鮮使來聘記」(卷七十六)、「朝鮮來聘記」(卷八十七)とある。「朝鮮」を「韓」に置き替えて、「韓使來聘記」としたとも考えられる。

11

「国語国文研究」第70号(昭和五十八年八月一日、北海道大学国文学会発行)掲載の佐々木充「へいわれなき嫌悪」というモチーフ「平日」理解のための一つの補助線、三八頁。

12

「意地」広告文は鵬外自筆という事になっているが、再考して見る必要がないだらうか。「逐艇」(小説中には「逐雷」とある)という語彙、「天正十一年に浜松を立ち退いた甚五郎が、果して慶長十二年に朝鮮から喬叡知と名告つて来たか。(中略)確かな事は誰にも分からななんだ」と鵬外は断定を避けている。しかし、「意地」広告文は明らかに断定している。広告文なるが故にそうしたのであらうか。出版書肆、榎山書店主榎山仁三郎氏の手になるものとも考えられるが、拙著『森鷗外・歴史小説研究』(昭和五十六年十月十日、桜楓社刊行)所収の「意地」論考、九二頁。——一九八三・二二・九——

13